

第36回

宍粟市国民健康保険運営協議会



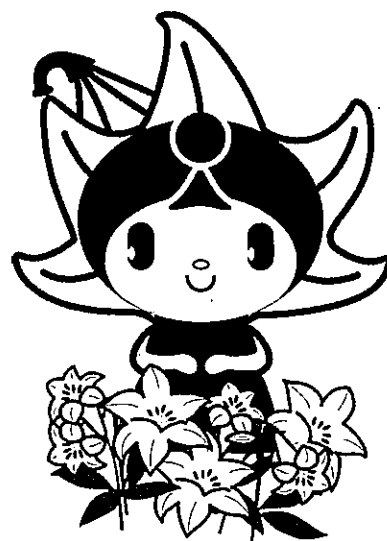
日時 平成31年1月31日(木) 午後2時～

会場 宍粟市役所 3階 庁議室

宍粟市 市民課・税務課・債権回収課・保健福祉課

資料目次

- ・激変緩和検討のための基準額の本算定結果と措置の方法について・・・・・・ 1
- ・平成31年度地方税制の改正（案）について・・・・・・ 2
- ・平成31年度国民健康保険税に係る税率の改正について（諮問）・・・・・・ 4
- ・平成31年度国民健康保険税税率等の改正案・・・・・・ 6
- ・宍粟市国民健康保険税 税率・税額の推移・・・・・・ 7
- ・（西播磨管内市町）国民健康保険税税率等比較表・・・・・・ 8
- ・西播磨管内4市 保険税・医療費・基金保有の状況・・・・・・ 9
- ・平成30年度市町村国保事業費納付金・標準保険料率算定結果表の
4方式による税率・・・・・・ 10
- ・平成31年度加入世帯の国民健康保険税（年税額）の比較・・・・・・ 11
- ・平成31年度国民健康保険事業特別会計 当初予算（案）・・・・・・ 13



平成31年度 激変緩和検討のための基準額の本算定結果と措置の方法について

1 基準額(年額)の本算定結果

市町名	基準額【一人当たり】(円)		1年分の増加率(%)※
	②決算額を基に算出した基準額	④推計を基に算出した基準額	
加西市	117,576	146,173	7.5%
相生市	111,523	137,119	7.1%
新温泉町	107,753	132,314	7.1%
兼父市	115,233	139,793	6.7%
赤穂市	114,821	138,920	6.6%
芦屋市	145,674	175,737	6.5%
川西市	125,001	150,325	6.3%
上郡町	114,215	137,341	6.3%
稲美町	114,768	137,380	6.2%
三田市	119,109	141,330	5.9%
市川町	118,313	139,541	5.7%
菅美町	116,445	136,918	5.6%
高砂市	116,921	136,560	5.3%
朝来市	116,762	136,383	5.3%
小野市	127,332	148,490	5.3%
加東市	129,907	151,223	5.2%
三木市	121,047	140,468	5.1%
加古川市	118,704	137,196	4.9%
福崎町	120,257	138,887	4.9%
神河町	110,523	126,926	4.7%
明石市	125,428	143,924	4.7%
宝塚市	131,524	149,591	4.4%
佐用町	120,294	136,277	4.3%
西宮市	137,362	155,081	4.1%
太子町	117,141	132,254	4.1%
猪名川町	113,188	127,107	3.9%
淡路市	139,042	155,473	3.8%
豊岡市	113,680	126,053	3.5%
神戸市	126,822	140,468	3.5%
丹波市	126,457	140,054	3.5%
篠山市	117,758	129,522	3.2%
播磨町	118,608	130,357	3.2%
姫路市	120,189	132,057	3.2%
西脇市	129,336	141,747	3.1%
多可町	123,801	135,039	2.9%
南あわじ市	143,563	155,308	2.7%
兵庫県	136,200	146,828	2.5%
伊丹市	129,462	137,525	2.0%
たつの市	124,945	131,457	1.8%
尼崎市	132,639	138,483	1.5%
洲本市	126,387	131,262	1.3%
県平均又は合計	126,391	141,332	3.8%

激変緩和対象市町【4.8%超】

2 本算定の前提及び計算方法

- ① 保険給付費は、直近過去3年度の実績をベースに推計(国システムによる算定値)【3,856億円】※
- ② 改革による影響に着目して激変緩和措置の必要性を判定するため、市町毎に異なる一般会計繰入金、県繰入金(2号分)、任意給付、保健事業費等を考慮しない額(基準額)で比較

※ 診療報酬改定を加味して算定



実際の保険料額とは異なる(実際の保険料額は納付金をもとに軽減分等を加味して市町が決定)

3 激変緩和措置の方法と必要額

- ① 措置対象 : 平成31年度の基準額が、4.8%を超えて増加する市町の当該超えた部分を措置
※ 激変緩和措置については、新制度の施行状況を踏まえ、3年毎に見直し
- ② 必要額(見込) : 約10億円(H31)

※ 図が示す方法により、1年分に置き換えた増加率(②-①)の3年分の増加率の立方根により算出

平成31年度地方税制の改正（案）について

1 課税限度額の引上げ

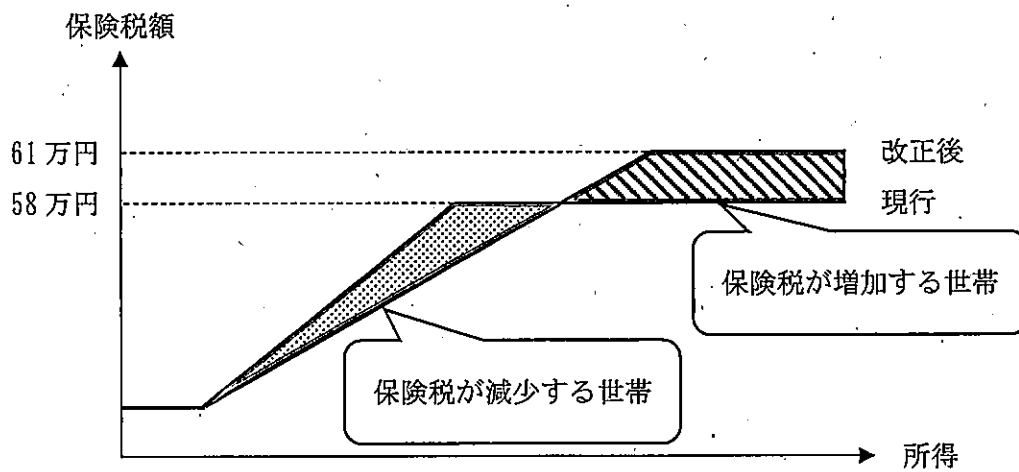
国民健康保険法施行令で定める賦課限度額の改正に合わせ賦課限度額の改正を行います。

賦課限度額の推移

年 度	医療給付費分	後期支援金分	介護納付金分	合 計
平成22年度	500,000	130,000	100,000	730,000
平成23年度	510,000	140,000	120,000	770,000
平成24年度	510,000	140,000	120,000	770,000
平成25年度	510,000	140,000	120,000	770,000
平成26年度	510,000	160,000	140,000	810,000
平成27年度	520,000	170,000	160,000	850,000
平成28年度	540,000	190,000	160,000	890,000
平成29年度	540,000	190,000	160,000	890,000
平成30年度	580,000	190,000	160,000	930,000
平成31年度	610,000	190,000	160,000	960,000

賦課限度額を上げると高所得者により多くの負担を求めることになる反面、中間所得者に配慮した保険税の設定が可能となります。

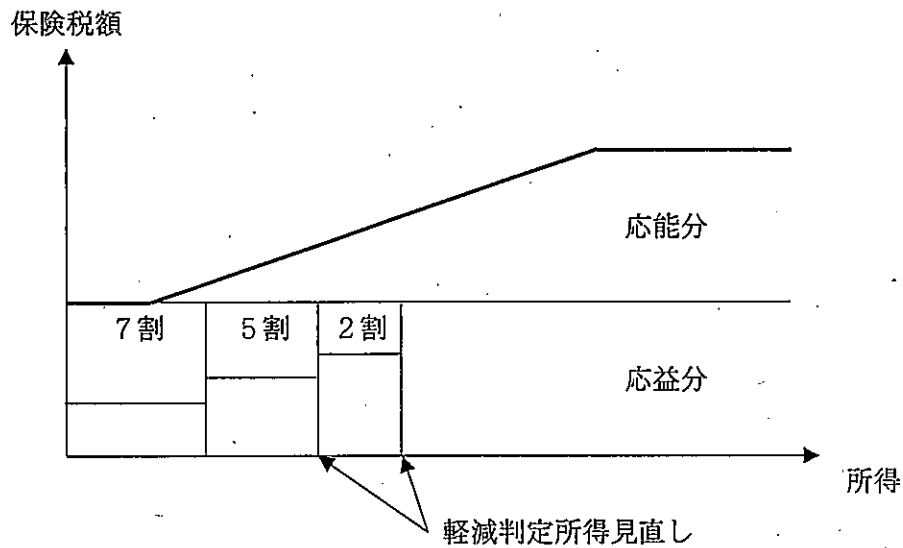
平成31年度の医療給付費分の保険税



2 軽減判定所得の見直し

保険税は応能割（所得割・資産割）と応益割（被保険者数・世帯）により賦課されており、所得が少ない被保険者を救済するため、世帯の所得が一定額以下の場合、応益割の部分の保険料について7・5・2割の軽減を行っています。

平成30年度改正において5・2割の拡充が行われたところではありますが、平成31年度も5・2割の軽減判定所得について改正を行います。



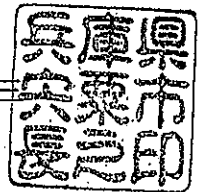
保険税軽減判定基準額

軽減割合	現行	改正後
2割	33万円+50万円×被保険者数	33万円+51万円×被保険者数
5割	33万円+27.5万円×被保険者数	33万円+28万円×被保険者数
7割	33万円	変更なし

大栗市国民健康保険運営協議会

会長 梶 浦 廣 人 様

大栗市長 福 元 晶



平成 31 年度国民健康保険税に係る税率の改正について（諮問）

平成 31 年度において、次のとおり国民健康保険税の税率を改正することについて、貴協議会の意見を求めます。

記

1. 医療給付費分国民健康保険税

	現行	諮問案	前年比較
所得割	6.20%	6.48%	0.28%
資産割	9.70%	4.85%	△4.85%
均等割	26,000 円	26,000 円	0 円
平等割	23,400 円	23,400 円	0 円

※賦課限度額について、平成 31 年度税制改正に伴い平成 31 年 3 月 31 日専決で改正
(3 万円増額)

2. 後期高齢者支援金等分国民健康保険税

	現行	諮問案	前年比較
所得割	2.22%	2.30%	0.08%
資産割	3.00%	1.50%	△1.50%
均等割	9,000 円	9,000 円	0 円
平等割	8,200 円	8,200 円	0 円

3. 介護納付金分国民健康保険税

	現行	諮問案	前年比較
所得割	1.68%	1.77%	0.09%
資産割	3.10%	1.55%	△1.55%
均等割	11,400 円	11,400 円	0 円
平等割	6,300 円	6,300 円	0 円

【税率改正の要旨】

平成 30 年度から国民健康保険制度が改正され、国民健康保険事業の運営は兵庫県と県内市町が広域で担うことになりました。兵庫県広域で国民健康保険事業を統一することのメリットは、財政運営の安定化と健全化、事務の標準化と共同化、及び保険者機能を発揮して保健事業を進めることにあります。

兵庫県では県内全市町合意のもと、賦課方式を 3 方式に統一することを目指しており、宍粟市においても、平成 30 年度から段階的な移行を進めています。

一方、制度改正により医療費は兵庫県を經由して国民健康保険団体連合会に納付することになり、急激な医療費増加の際も財政運営の負担が緩和されるようになりましたが、恒常的な医療費増加については、従来どおり保険税率を上げ対処していかなければいけません。

平成 31 年度は医療費の増加等に伴い県への納付金が約 5,100 万円増額しており、今後のためには保険税率を上げることも検討しなければいけない状況にあります。税負担の上昇を抑制することを優先し、基金から繰り入れることで対処したいと考えています。

今後の宍粟市国民健康保険事業の安定した運営の維持と、兵庫県広域の国民健康保険事業への統一を踏まえ、平成 31 年度の保険税率を改正することを提案いたします。

なお、今回の税率改正の主な概要は次のとおりです。

※ 所得割、資産割、均等割、平等割の 4 方式から所得割、均等割、平等割 3 方式への段階的移行に向けた医療給付費分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分の税率を見直しいたします。

改正内容として、資産割を現行税率の約 2 分の 1 に減らし、その減額相当額を補うため所得割税率を増加させる改正としております。

平成31年度国民健康保険税税率等の改正案

		平成30年度 税率	諮問案	増減
医療分	所得割	6.20%	6.48%	0.28%
	資産割	9.70%	4.85%	△ 4.85%
	均等割	26,000円	26,000円	0円
	平等割	23,400円	23,400円	0円
	賦課限度額	580,000円	※610,000円	30,000円
後期 支援分	所得割	2.22%	2.30%	0.08%
	資産割	3.00%	1.50%	△ 1.50%
	均等割	9,000円	9,000円	0円
	平等割	8,200円	8,200円	0円
	賦課限度額	190,000円	190,000円	0円
介護分	所得割	1.68%	1.77%	0.09%
	資産割	3.10%	1.55%	△ 1.55%
	均等割	11,400円	11,400円	0円
	平等割	6,300円	6,300円	0円
	賦課限度額	160,000円	160,000円	0円

※平成31年3月31日専決で改正(3万円増額)

宍粟市国民健康保険税3方式への段階的移行計画について(案)

資産割率	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
医療分	14.56%	9.70%	4.85%	0.00%
後期支援分	4.46%	3.00%	1.50%	0.00%
介護分	4.58%	3.10%	1.55%	0.00%

宍粟市国民健康保険税 税率・税額の推移

年度/課税	基礎課税率・額(医療費)						後期高齢者支援金等課税率・額						介護納付金課税率・額						限度額合計
	所得割	資産割	均等割	平等割	限度額		所得割	資産割	均等割	平等割	限度額		所得割	資産割	均等割	平等割	限度額		
平成17年度	旧山崎町	5.00%	33.00%	24,600	23,800	530,000							0.70%	6.00%	6,100	3,600	80,000	610,000	
	旧一宮町	4.00%	34.00%	25,500	27,000	530,000							0.55%	4.00%	6,100	4,000	80,000	610,000	
	旧菟賀町	4.70%	34.00%	24,000	22,000	530,000							0.67%	5.00%	7,200	4,200	80,000	610,000	
	旧千種町	4.60%	39.00%	26,000	29,000	530,000							0.65%	6.00%	6,500	4,000	80,000	610,000	
平成18年度	5.60%	38.00%	29,000	27,000	530,000							1.17%	10.50%	9,900	6,300	90,000	620,000		
平成19年度	5.60%	38.00%	29,000	27,000	560,000							1.17%	10.50%	9,900	6,300	90,000	650,000		
平成20年度	4.90%	28.50%	26,700	23,000	470,000	1.50%	8.50%	7,700	6,600	120,000	1.17%	10.50%	9,900	6,300	90,000	680,000			
平成21年度	4.90%	28.50%	26,700	23,000	470,000	1.50%	8.50%	7,700	6,600	120,000	1.17%	10.50%	9,900	6,300	100,000	690,000			
平成22年度	5.80%	23.00%	26,700	23,000	500,000	1.44%	5.50%	7,000	6,200	130,000	1.26%	5.40%	8,800	5,100	100,000	730,000			
平成23年度	5.80%	23.00%	26,700	23,000	510,000	1.44%	5.50%	7,000	6,200	140,000	1.26%	5.40%	8,800	5,100	120,000	770,000			
平成24年度	5.80%	19.20%	26,700	23,000	510,000	1.44%	4.87%	7,000	6,200	140,000	1.26%	4.61%	8,800	5,100	120,000	770,000			
平成25年度	5.80%	19.20%	26,700	23,000	510,000	1.44%	4.87%	7,000	6,200	140,000	1.26%	4.61%	8,800	5,100	120,000	770,000			
平成26年度	5.89%	17.09%	27,300	24,100	510,000	1.61%	4.69%	7,500	6,700	160,000	1.41%	4.91%	9,400	5,700	140,000	810,000			
平成27年度	5.89%	17.09%	27,300	24,100	520,000	1.61%	4.69%	7,500	6,700	170,000	1.41%	4.91%	9,400	5,700	160,000	850,000			
平成28年度	6.43%	14.56%	27,300	24,500	540,000	1.96%	4.46%	8,300	7,500	190,000	1.49%	4.58%	9,400	5,700	160,000	890,000			
平成29年度	6.43%	14.56%	27,300	24,500	540,000	1.96%	4.46%	8,300	7,500	190,000	1.49%	4.58%	9,400	5,700	160,000	890,000			
平成30年度	6.20%	9.70%	26,000	23,400	580,000	2.22%	3.00%	9,000	8,200	190,000	1.68%	3.10%	11,400	6,300	160,000	930,000			
※平成31年度	6.48%	4.85%	26,000	23,400	610,000	2.30%	1.50%	9,000	8,200	190,000	1.77%	1.55%	11,400	6,300	160,000	960,000			
前年比較	0.28%	△ 4.85%	0	0	30,000	0.08%	△ 1.50%	0	0	0	0.09%	△ 1.55%	0	0	0	0	30,000		

平成20年度 制度創設

※平成31年度は改正(案)

(西播磨管内市町) 国民健康保険税率等比較表

保険者名	年度	被保険者数 (人)	世帯数 (世帯)	医療分				後期高齢者支援金分				介護分						
				所得割 (%)	資産割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	限度額 (万円)	所得割 (%)	資産割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	限度額 (万円)	所得割 (%)	資産割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	限度額 (万円)
宍粟市	H29	9,722	5,488	6.43	14.56	27,300	24,500	54	1.96	4.46	8,300	7,500	19	1.49	4.58	9,400	5,700	16
	H30	9,271	5,381	6.20	9.70	26,000	23,400	58	2.22	3.00	9,000	8,200	19	1.68	3.10	11,400	6,300	16
	前年度比	△451	△107	△0.23	△4.86	△1,300	△1,100	4	0.26	△1.46	700	700	0	0.19	△1.48	△2,000	△600	0
たつの市	H31			6.48	4.85	26,000	23,400	61	2.30	1.50	9,000	8,200	19	1.77	1.55	11,400	6,300	16
	前年度比			0.28	△4.85	0	0	3	0.08	△1.50	0	0	0	0.09	△1.55	0	0	0
	H29	18,970	11,005	6.67	12.00	26,100	22,300	54	1.95	3.00	7,400	6,000	19	1.93	2.60	9,200	4,900	16
相生市	H30	18,279	10,893	7.07	8.00	26,700	22,800	58	2.26	2.00	8,300	6,700	19	2.30	1.73	10,800	5,800	16
	前年度比	△691	△112	0.40	△4.00	600	500	4	0.31	△1.00	900	700	0	0.37	△0.87	△1,600	△900	0
	H29	7,771	4,710	6.74		24,720	15,000	54	1.66		6,720	6,600	19	1.65		8,400	3,000	16
赤穂市	H30	7,261	4,582	6.41		24,200	16,200	58	2.45		9,000	6,900	19	2.35		9,500	4,400	16
	前年度比	△510	△128	△0.33		△520	1,200	4	0.79		2,280	300	0	0.70		△1,100	△1,400	0
	H29	10,817	6,669	7.69		26,800	19,000	52	2.69		9,400	6,700	17	1.92		7,800	4,000	16
太子町	H30	10,505	6,612	7.69		26,800	19,000	54	2.69		9,400	6,700	19	1.92		7,800	4,000	16
	前年度比	△312	△57	0.00		0	0	2	0.00		0	0	2	0.00		0	0	0
	H29	7,417	4,264	7.13		24,600	19,200	54	2.48		8,600	6,600	19	2.95		11,400	6,000	16
佐用町	H30	7,278	4,386	7.13		24,600	19,200	58	2.48		8,600	6,600	19	2.95		11,400	6,000	16
	前年度比	△139	122	0.00		0	0	4	0.00		0	0	0	0.00		0	0	0
	H29	4,092	2,441	7.20	25.00	23,300	23,300	54	1.50	5.00	5,900	5,300	19	1.40	7.40	9,300	5,200	16
上郡町	H30	4,188	2,573	7.10	12.50	27,600	19,200	58	2.10	2.50	7,800	6,000	19	2.20	3.70	9,600	4,800	16
	前年度比	96	132	△0.10	△12.50	4,300	△4,100	4	0.60	△2.50	1,900	700	0	0.80	△3.70	△300	△100	0
	H29	3,831	2,263	6.70	5.00	25,000	18,000	54	2.50		8,000	7,000	19	2.50		9,800	5,500	16
上郡町	H30	3,803	2,389	6.95		25,500	18,500	58	2.65		9,300	7,000	19	2.50		9,300	5,500	16
	前年度比	△28	126	0.25	△5.00	500	500	4	0.15		1,300	0	0	0.00		△500	0	0

西播磨管内4市 保険税・医療費・基金保有の状況

(円)

年度	医療分		後期高齢者支援金分		介護分			合計		一人あたり 医療費	基金保有額
	一人あたり 調定額	一世帯あたり 調定額	一人あたり 調定額	一世帯あたり 調定額	一人あたり 調定額	一世帯あたり 調定額	一人あたり 調定額	一世帯あたり 調定額			
H27	69,251	123,325	19,394	34,537	24,491	31,667	113,136	189,529	361,959	0	
H28	71,142	127,238	22,049	39,424	25,663	32,097	118,854	198,759	368,587	0	
H29	71,527	125,378	22,151	38,823	25,559	31,976	119,237	196,177	373,755	0	
H27	63,736	111,892	18,240	32,021	22,729	37,280	104,705	181,193	372,290	120,553,142	
H28	62,798	109,691	18,042	31,510	22,126	25,645	102,966	166,846	375,232	121,135,930	
H29	63,549	108,933	18,354	31,455	22,085	25,353	103,988	165,741	391,206	121,534,960	
H27	52,053	85,496	14,541	23,883	15,569	18,660	82,163	128,039	311,102	103,729,624	
H28	51,951	84,982	14,529	23,750	15,743	19,275	82,223	128,007	314,271	104,092,677	
H29	51,761	83,264	14,495	23,310	16,343	17,585	82,599	124,159	434,405	104,500,720	
H27	50,067	84,330	16,316	27,482	15,443	19,277	81,826	131,089	415,627	0	
H28	60,866	100,238	21,178	34,884	18,571	22,045	100,615	157,167	411,919	70,000,000	
H29	60,161	97,222	20,944	33,850	18,036	21,182	99,141	152,254	429,706	70,012,174	

※一般被保険者のみ

●平成31年度市町村国保事業費納付金・標準保険料率算定結果表の4方式による税率

	所得割	資産割	均等割	平等割
医療分	6.13%	10.75%	25,262円	22,441円
支援分	2.51%	3.23%	9,973円	8,859円
介護分	1.96%	3.71%	13,830円	7,290円

●現行税率(平成30年度)

	所得割	資産割	均等割	平等割
医療分	6.20%	9.70%	26,000円	23,400円
支援分	2.22%	3.00%	9,000円	8,200円
介護分	1.68%	3.10%	11,400円	6,300円

●平成31年度国民健康保険税の税率改正案

(現行税率を基に、資産割の1/2を所得割に振替)

	所得割	資産割	均等割	平等割
医療分	6.48%	4.85%	26,000円	23,400円
支援分	2.30%	1.50%	9,000円	8,200円
介護分	1.77%	1.55%	11,400円	6,300円

1/21現在 世帯数 医療・支援 5,246世帯 介護 2,213世帯
 加入者数 医療・支援 9,043人 介護 2,764人

		賦課総額
一般国保税	医療分	616,225千円
	支援金分	213,090千円
	介護分	78,628千円
退職国保税	医療分	2,655千円
	支援金分	905千円
	介護分	312千円

平成31年度加入世帯の国民健康保険税(年税額)の比較

具体例①-1

世帯主(40歳)、配偶者(40歳)、子ども2人の4人世帯で、給与収入が3,000,000円、課税所得金額は1,590,000円である。

固定資産税は年額で150,000円である。

2割軽減の対象者である。

	医療分	支援金分	介護分	計	増減額	増減率	(一人当り)	増減額
現行	215,000円	75,100円	54,600円	344,700円			86,175円	
改正案	212,200円	74,100円	53,700円	340,000円	△ 4,700円	△1.36%	85,000円	△ 1,175円

具体例①-2

上記と同じ世帯構成・収入、固定資産税は無し。

2割軽減の対象者である。

	医療分	支援金分	介護分	計	増減額	増減率	(一人当り)	増減額
現行	200,500円	70,600円	49,900円	321,000円			80,250円	
改正案	204,900円	71,900円	51,400円	328,200円	7,200円	2.24%	82,050円	1,800円

具体例②-1

世帯主(40歳)、配偶者(40歳)、子ども2人の4人世帯で、営業所得が3,940,000円で、課税所得金額は3,610,000円である。

固定資産税は年額で150,000円である。

軽減は対象外。

	医療分	支援金分	介護分	計	増減額	増減率	(一人当り)	増減額
現行	365,700円	128,800円	94,300円	588,800円			147,200円	
改正案	368,600円	129,400円	95,300円	593,300円	4,500円	0.76%	148,325円	1,125円

具体例②-2

上記と同じ世帯構成・収入、固定資産税は無し。

軽減は対象外。

	医療分	支援金分	介護分	計	増減額	増減率	(一人当り)	増減額
現行	351,200円	124,300円	89,700円	565,200円			141,300円	
改正案	361,300円	127,200円	92,900円	581,400円	16,200円	2.87%	145,350円	4,050円

具体例③-1

世帯主(64歳)、配偶者(63歳)、ともに年金収入のみで、課税所得金額は0円である。

固定資産税は年額で150,000円である。

7割軽減の対象者である。

	医療分	支援金分	介護分	計	増減額	増減率	(一人当り)	増減額
現行	37,100円	12,300円	13,300円	62,700円			31,350円	
改正案	29,800円	10,100円	11,000円	50,900円	△ 11,800円	△18.82%	25,450円	△ 5,900円

具体例③-2

上記と同じ世帯構成・収入、固定資産税は無し。

7割軽減の対象者である。

	医療分	支援金分	介護分	計	増減額	増減率	(一人当り)	増減額
現行	22,600円	7,800円	8,700円	39,100円			19,550円	
改正案	22,600円	7,800円	8,700円	39,100円	0円	0.00%	19,550円	0円

具体例④-1

世帯主(64歳)、配偶者(63歳)の世帯で、2人の年金収入が3,600,000円、課税所得金額は1,290,000円である。

固定資産税は年額で150,000円である。

軽減は対象外。

	医療分	支援金分	介護分	計	増減額	増減率	(一人当り)	増減額
現行	169,900円	59,300円	55,400円	284,600円			142,300円	
改正案	166,200円	58,100円	54,200円	278,500円	△ 6,100円	△2.14%	139,250円	△ 3,050円

具体例④-2

上記と同じ世帯構成・収入、固定資産税は無し。

軽減は対象外。

	医療分	支援金分	介護分	計	増減額	増減率	(一人当り)	増減額
現行	155,300円	54,800円	50,700円	260,800円			130,400円	
改正案	158,900円	55,800円	51,900円	266,600円	5,800円	2.22%	133,300円	2,900円

平成31年度国民健康保険事業特別会計 当初予算(案)

(単位:千円)

区分		平成30年度	平成31年度	当初予算比較	
		当初予算額(A)	当初予算額(案)(B)	(B)-(A)	
歳 入	1 国保税	現年分	862,817	846,529	△ 16,288
		滞納繰越分	62,776	55,476	△ 7,300
		計	925,593	902,005	△ 23,588
	2 一部負担金		4	4	0
	3 使用料及び手数料		480	480	0
	4 県支出金	普通交付金	2,937,304	3,053,104	115,800
		特別交付金(保険者努力支援)	14,235	16,055	1,820
		特別交付金(特別調整交付金)	24,738	27,507	2,769
		特別交付金(県繰入金)	100,394	110,485	10,091
		特別交付金(特定健診負担金)	11,428	11,078	△ 350
		計	3,088,099	3,218,229	130,130
	5 財産収入		1	1	0
	6 繰入金	一般会計繰入金	341,270	338,673	△ 2,597
		基金繰入金	1	49,000	48,999
		計	341,271	387,673	46,402
	7 繰越金		2	1	△ 1
	8 諸収入		4,117	4,118	1
	歳入合計		4,359,567	4,512,511	152,944
	歳 出	1 総務費	82,118	74,740	△ 7,378
2 保険給付費		2,937,304	3,053,104	115,800	
3 国民健康保険事業費納付金		1,251,751	1,302,853	51,102	
4 保健事業費		39,238	33,932	△ 5,306	
5 基金積立金		1	1	0	
6 公債費		200	100	△ 100	
7 諸支出金		18,955	17,781	△ 1,174	
8 予備費		30,000	30,000	0	
歳出合計		4,359,567	4,512,511	152,944	
差引収支額 (歳入合計-歳出合計)		0	0	0	